

クリーンセンター敷地における土壤汚染状況調査結果について

旧第4号炉焼却施設の解体及び跡地整備に伴い、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土壤汚染状況調査を実施したところ、当該敷地の一部について基準値の超過がありましたので、その概要をお知らせします。

なお、基準超過地点はアスファルト等で舗装されているため、土壤に触れることや直接摂取することはありません。また周辺地域(半径 250m 範囲)に井戸(飲用を含む)がないため、周辺の方々への健康被害が生じるおそれはありません。

1 調査地

守口市クリーンセンター旧第4号炉敷地の一部(焼却炉側敷地)

- ・所在地：守口市寺方錦通4丁目71の一部、71-2の一部、水路敷、堤塘敷の一部、門真市桑才新町1190-1の一部、1190-7の一部、大阪市鶴見区焼野3丁目172-3の一部
- ・調査面積：7,016.57m²(別図太枠囲み範囲)

2 調査委託期間

令和5年5月19日～令和6年3月31日

3 調査項目

表1のとおり、調査対象物質を選定し、土壤ガス調査、土壤溶出量調査、土壤含有量調査を行いました。

表1 調査対象物質及び調査方法

分類	項目	調査方法
第1種特定有害物質	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロレチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン	土壤ガス調査
第2種特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	現況地表面及び地下部の土壤の溶出量調査・含有量調査
ダイオキシン類		現況地表面土壤の含有量調査

※地下部は「屋外埋設管下」

4 調査結果

基準値を超過していた項目及び区画は表 2 及び図のとおりです。

表 2 基準値超過項目

項目	基準超過区画数	1次調査における最高値	基準
砒素及びその化合物 (溶出)	21 区画	0.040mg/L	0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物 (溶出)	18 区画	3.5mg/L	0.8mg/L 以下
鉛及びその化合物 (含有)	2 区画	830mg/kg	150mg/kg 以下
ダイオキシン類	3 区画	3,900pg-TEQ/g ※	1,000pg-TEQ/g 以下

※表層での最高値

5 周辺の方の健康への影響について

基準超過地点はアスファルト等で舗装、もしくはシートにより飛散対策されており、土壌を直接摂取することがなく、また周辺地域(半径 250m 範囲)に井戸(飲用を含む)がないため、周辺の方々への健康被害が生じるおそれはありません。

6 今後の対応について

- 大阪府条例に基づき、所管行政庁(大阪府及び大阪市)に土壌汚染状況調査結果として報告し、あわせて土壌汚染対策法に基づく指定の申請をします。その後、所管行政庁が土壌汚染対策法に基づき、「特定有害物質により汚染された区域」として指定され公表されますので、それまでに本市も HP において公表いたします。
- 汚染土壌の直接摂取や地下水経由の摂取がなく、健康被害が生じる恐れがないため、現状のままで生活環境への影響はありません。また、今後、既存建物を解体し、跡地整備を行う際には法令に基づき周辺の生活環境に支障が生じることのないよう必要な環境保全対策を実施いたします。